

月報私学

8

2016

Vol.224



学校法人明治学院は宣教師J. C. ヘボンが1863年に横浜に開いた「ヘボン塾」がその始まりです。「キリスト教による人格教育」を掲げ、東京都港区（高校・大学）、横浜市戸塚区（大学）、東京都東村山市（中学校・高校）において教育活動を展開しています。明治学院大学では創設者ヘボンが生涯貫いた信念“Do for Others（他者への貢献）”を教育理念に、学業に加え国際交流やボランティア活動などの多様な機会を通じて、共生社会の担い手となる学生を育成しています。 写真提供：学校法人 明治学院（東京都港区）

CONTENTS

- 平成28年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 2
- 平成29年度 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募…………… 4
- 私学事業団の刊行物案内…………… 5
- 経営判断指標をご活用ください…………… 6
- 平成28年10月から加入者となる要件が変わります…………… 8
- 短時間労働加入者に関する手続き…………… 9
- 平成28年度 特定健康診査を実施します…………… 10
- お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください…………… 11
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには…………… 12
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成28年度 学術研究振興資金贈呈式

—学術研究振興資金52件、若手研究者奨励金42件に交付—

初夏の風もさわやかな5月20日、「平成28年度学術研究振興資金贈呈式」を、私学事業団の東京ガーデンパレスで開催いたしました。

文部科学省や経済団体などから水田祥代氏（学校法人福岡学園理事長）、井上隆氏（日本経済団体連合会総務本部長）、今井由和氏（日本工業倶楽部調査部長）をはじめ23名の来賓や関係者をお招きするとともに、「学術研究振興資金」に選ばれた研究代表者52名のうち「人文・社会科学系」11名、「理工系、農学系」12名、「生物学系、医学系」13名と、「若手研究者奨励金」に選ばれた42名の中から27名、計63名の研究者の方々に出席いただきました。



学術研究振興資金贈呈式

初めに、本事業団理事長河田悌一から、28年4月に発生した熊本地震の被災校に対するお見舞いと、これまでの日本経済団体連合会、日本工業倶楽部などの経済界や個人からの寄付に対する御礼と感謝を申し上げます。

また、現在、54億1475万円になるこの基金の運用益から、採択された94件の研究に対して、本年度は9950万円の資金を贈呈する旨、報告しました（下表参照）。

学術研究振興資金を贈呈された研究者に対しては、著名な中国の歴史家である、司馬遷、劉知幾、章学誠の3名の言葉を引用して、学問とは何かについて説き、次のとおり激励しました。

「学問というものは、自然界と人間の境界を究明して、現在と過去の変化を考え、そして世の中のため、人々のために役立つことが必要である。皆さんも中途半端な気持ちでなくして、思いのこもったこの資金で研究をしていただき、成果を生み、学問的な実りが多くなることを祈念する。」

次に、来賓を代表して文部科学省高等教育局私学部長の杉野剛氏から、次のようなご祝辞をいただきました。「我が国は、少子高齢化の進行、地

表 学術研究振興資金 分野別交付状況

年度 分野	平成28年度		昭和51年度からの累計	
	件数	交付額	件数	交付額
医学	16	28,400	822	2,879,080
環境科学	1	3,000	76	220,240
理学	4	9,500	270	922,710
工学	4	4,400	437	1,630,360
農学	8	16,100	129	314,100
文学	10	11,400	587	734,560
法学	1	500	67	107,120
経済学	2	900	194	238,880
家政学	2	3,200	98	220,460
体育学	1	1,000	14	27,800
教育学	3	1,700	182	190,370
小計	52	80,100	2,876	7,485,680
若手研究者奨励金	42	19,400	269	120,900
合計	94	99,500	3,145	7,606,580

注：「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付である。

域コミュニティの衰退などの社会の急激な変化に加え、各地での自然災害からの復興やエネルギー問題への対応など、様々な課題に直面している。このような状況の中で、教育及び学術研究は、まさにこれからの日本の未来を拓いていく礎である。グローバル化への対応、イノベーションの創出や地域創生に向けた取り組みなど、大学の果たす機能に対する期待や要望は、これまで以上に高まっている。特に、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学は、我が国の高等教育の8割を担っており、その役割は益々重要となっている。

私立大学への支援に関する予算については、国も公的な支援の充実に努めることが重要と考えているが、同時に、私学振興のためには、公的支援に加え、民間からのご支援の存在が重要なものと考えており、文部科学省としてもこのような寄付に対する税制上の優遇措置の充実に取り組んでいるところである。当資金は、まさにこうした民間からのご支援を代表する制度として高く評価されているものである。

本日、贈呈を受けられる皆様、この研究資金を有効に活用され、さらなる研究成果を目指し、益々活躍されることを心より期待するとともに、この基金が一層発展し、私立大学における学術研究の進展に一層貢献していくことを祈念する。」

次に、学術研究振興資金選考委員会委員を務めている、文教大学健康栄養学部の中島滋教授から、かつて当該資

金を受領した経験者として、今回交付を受ける研究者に対して、次のようなアドバイスをいただきました。

「当資金のような競争的資金を得るためには、研究目的や研究計画がしっかりとしておくことは言うまでもない。加えて大切なのは独創性である。特に若手研究者がこれから着手する研究には独創性が求められる。先行研究を踏まえ、申請した研究がいかに新規性や将来性があり、社会に貢献するかを表現することが大切である。」

かつて私は当資金を受け、赤身魚に多く含まれるヒスチジンというアミノ酸に抗肥満作用があるという研究を行い、その後『和食』の肥満防止という観点からも健康増進に寄与するなど、自身の研究が飛躍的に進歩した。

また、研究を遂行するにあたっては、専門分野を超えた共通の目的を共有する共同研究者や大学事務局との協力と援助が不可欠である。特に研究費の執行にあたっては、一点の曇りもない真摯な態度と適正な管理をお願いしたい。贈呈を受けられる皆様には、これらを踏まえ、自身の研究をしっかりとして遂行し、成果を出されることを期待する。」

次いで、**学術研究振興資金選考委員会委員長**の只野金一氏（慶應義塾大学名誉教授）から、「平成28年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の選

考経過」について、次のとおり報告がありました。

学術研究振興資金

「27年10月までに応募があったのは、計136校（大学128校、短期大学8校）であった。この資金に応募できるのは、1学校につき1件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで申請された、いずれも優れた研究課題であった。」

提出された研究計画を、「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物学系、医学系」の3分野に区分し、各分野6名の選考委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性について書類審査を実施。可能な限り多くの研究課題を採択して学術研究の活性化を支援するという本資金の趣旨のもと、学術研究振興資金選考委員会で審議を行った。

この結果、「人文・社会科学系」16件、「理工系、農学系」16件、「生物学系、医学系」20件の計52件の研究が採択された。」

若手研究者奨励金

「若手研究者奨励金は、20年度から『人文・社会科学系』『理工系、農学系』『生物学系、医学系』の3分野の研究をそれぞれ2年ごとに対象を限定して公募してきたが、26年度からはすべて

を対象にしている。

28年度は、92校からの応募があり、学術研究振興資金とは別に各分野5名の審査専門委員が書類審査を行い、将来を嘱望される若手研究者の研究ということで、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性について審査を行い、最終的に学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、43件の研究が採択された。なお、採択後に1件の交付辞退があった。」

以上の報告の後、河田理事長が研究者代表者に資金贈呈書を授与しました。



河田理事長から贈呈書を授与される
田中芳彦 福岡歯科大学教授

最後に、資金を贈呈された計94件の研究者を代表して、福岡歯科大学口腔歯学部部の田中芳彦教授が、「現在、日本では、大震災などの復興、少子高齢化、グローバル化など多くの課題に直面している。私学においても、時代の要請に応えるための改革が進められてお

り、社会のニーズに合致する学術研究が求められている。

今回の交付対象となる研究課題は、そのいずれもが独自性、独創性があり、新しい時代の要請に応えることができる研究であると確信している。現下の厳しい経済情勢の中でこの援助を賜うことに対し、私たち研究者はその責任の重さを強く感じている。この資金を支える多くの方々の思いを胸に刻み、これからも研究内容の充実を努めたい。

最後に、学術研究振興基金へご寄付をいただいた経済団体や民間企業、篤志家の皆様など、関係各位に深く感謝を申し上げます。私も研究者の決意をここに報告し、お礼の言葉としたい。」と謝辞を述べられました。

その後、会場を移し、学校法人福岡学園水田祥代理事長のスピーチと乾杯の発声の後、参加者全員で懇談の会を行いました。

※交付された研究課題は、私学事業団ホームページに掲載しています。
 「助成業務」▼学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 交付研究課題一覧」、又は「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）交付研究課題一覧」

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)73316・73319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成29年度
学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる
研究計画の公募

私学事業団では、広く一般から寄付金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」として、大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）の優れた研究に交付しています。

平成29年度の公募にかかる概要は、次のとおりです。

学術研究振興資金

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究で、次の①②の両方を満たす研究です。

①私立大学等（研究所を含む）に所属する研究者（教職員）が2人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。

また、研究代表者以外にもう1名、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）がいること。

②29年4月1日現在で、1年以上の研究実績があること。

2 研究期間

29年4月1日から30年3月31日までの研究が対象です。

3 資金交付額

総額8000万円を予定しています。交付額は、研究にかかる対象経費（資金交付希望額+学校法人の負担額）の2分の1以内とし、自然科学系の研究は600万円、その他の研究は300

万円が上限です。また、学校法人の負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要です。

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて継続して3年間応募し、資金交付を受けることができりますが、選考は毎年改めて行います。

5 応募

私立大学等1校について、「新規」「継続」を問わず1件の応募となります。学校法人を通して応募してください。応募の際は、学校法人の理事長及

若手研究者奨励金

1 対象分野

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究です。

2 対象者

私立大学等に所属する、29年4月1

6 研究計画書の提出期限

28年10月21日（金）

び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。

(参考) 学術研究振興資金 採択状況

区分	応募件数		採択件数		採択率		
	28年度件	27年度件	28年度件	27年度件	28年度%	27年度%	
新規・継続別	新規	109	133	30	31	27.5	23.3
	継続2年目	16	19	13	14	81.3	73.7
	継続3年目	11	10	9	9	81.8	90.0
学校種別	大学	128	154	51	52	39.8	33.8
	短期大学(高等専門学校含む)	8	8	1	2	12.5	25.0
研究区分別	人文・社会科学系	39	53	16	18	41.0	34.0
	理工系、農学系	43	47	16	16	37.2	34.0
	生物学系、医学系	54	62	20	20	37.0	32.3
学術研究振興資金 合計		136	162	52	54	38.2	33.3

(参考) 学術研究振興資金(若手研究者奨励金) 採択状況

区分	応募件数		採択件数		採択率		
	28年度件	27年度件	28年度件	27年度件	28年度%	27年度%	
学校種別	大学	84	108	40	43	47.6	39.8
	短期大学(高等専門学校含む)	8	6	3	1	37.5	16.7
研究区分別	人文・社会科学系	20	21	8	9	40.0	42.9
	理工系、農学系	29	37	14	14	48.3	37.8
	生物学系、医学系	43	56	21	21	48.8	37.5
若手研究者奨励金 合計		92	114	43	44	46.7	38.6

日現在39歳以下で、28年10月1日現在、助教又はポスト・ドクターである者が1人で行う研究です。

ただし、28年10月1日現在、科学研究費補助金に、新規・継続にかかわらず採択されていない者（研究分担者を含む）、日本学術振興会特別研究員ではない者及びこれまで本奨励金に採択されていない者です。

3 研究期間

29年4月1日から30年3月31日までに
行う研究が対象です。

4 奨励金額

総額2000万円を予定しています。1人当たりの交付額は、(1)人文・社会科学の研究は一律30万円、(2)自然科学の研究は一律50万円の予定です。学校法人負担額は不要です。

5 応募

1学校1名の応募とします。研究者個人ではなく、学校法人を通して応募してください。

なお、応募の際には、所属私立大学等の学長又は学部長（短期大学・高等専門学校にあっては学部長）の「推薦書」が必要です。

6 研究計画書の提出期限

28年10月3日（月）

共通事項

選考結果及び交付時期

選考結果は、29年3月上旬に当該学校法人に通知します。

また、資金の交付は、29年5月下旬を予定しています。

ご注意ください

29年度の「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」にかかる研究計画の公募は、電子窓口のみで行い、郵送での公募は行いません。学術研究振興資金の事務担当者は、法人の電子窓口担当者と連携していただくようお願いいたします。

応募に際しては、29年度の公募様式等を電子窓口から取得してご使用ください。私学事業団ホームページから様式の取得はできません。なお、提出も電子窓口からとなります。

※「研究計画の公募通知」は、28年8月上旬に、電子窓口で配付いたします。詳細は、公募様式等を取得してご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私学事業団の刊行物案内

『今日の私学財政』

- ▶ 『平成27年度版 大学・短期大学編』 冊子+CD-ROM版
平成27年12月刊行 A4判280頁 5,400円（税込み）
※送料別途

- ▶ 『平成27年度版 高等学校・中学校・小学校編』 CD-ROM版
平成28年1月刊行 2,300円（税込み）※送料別途

- ▶ 『平成26年度版 幼稚園・特別支援学校編』
平成27年8月刊行 A4判163頁 2,000円（税込み）
※送料別途

- ▶ 『平成26年度版 専修学校・各種学校編』
平成27年8月刊行 A4判186頁 2,000円（税込み）
※送料別途



購入に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人 学校経理研究会 事務局
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-1-203
☎03(3239)7903 FAX 03(3239)7904
Eメール gaku@keiriken.net

内容に関するお問い合わせ

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846~7848
Eメール center@shigaku.go.jp

経営判断指標をどう活用ください

はじめに

経営判断指標は、「学校法人活性化・再生研究会―最終報告」(平成19年8月)において、初めて提示されました。

その後、中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」(22年6月)における「経営判断指標の精緻化」の提案を受けて、私学事業団では、24年3月に経営判断指標の見直しを行いました。

また、27年度(都道府県知事所轄学校法人は28年度)以降の会計年度から適用された学校法人会計基準にあわせて変更した経営判断指標について、月報私学27年10月号で改正に伴う変更点とポイントを掲載しました。

今回は、経営判断指標の活用にあたり必要な資料、留意点及び各算式について解説します。

必要資料

経営判断指標(以下、「指標」といいます)は、フローチャート(次頁図参照)の各質問の結果に基づき経営状態を分析します。分析する際に必要となる資料は次のとおりです。

①前年度・前々年度の計算書類

分析を行う際には、前年度と前々年度の貸借対照表、消費収支計算書(事業活動収支計算書)及び資金収支計算書(活動区分資金収支計算書)を使用します。

②当年度以降の資金収支見込み

計算書類以外の資料として、当年度以降の10か年にわたる資金繰りの見込額が必要となります。法人の将来計画に基づく金額を使用すると、より精緻に把握することができます。

留意点

経営状態の分析を行ううえで重要なのが、前項②の将来見込みです。当年度以降に法人がどのような事業を計画し、それに見合った収支計画を立てるかがポイントとなります。

指標の活用手段のひとつとして、「私立学校運営の手引き」(<http://www.shigaku.go.jp/files/tebiki-243.pdf>)に基づいて分析した場合」と「法人の事業計画(将来計画)に基づいて分析した場合」の2パターンの評価結果を比較する方法が考えられます。この比較により、法人の事業計画に問題があるかどうかの確認ができます。

各算式の解説

指標に基づき経営状態を分析する際に使用する算式について解説します。

算式結果のそれぞれの評価については、月報私学27年10月号をご参照ください。

①教育活動資金収支差額

大学から高等専門学校法人は活動区分資金収支計算書を使用します。金額は、教育活動資金収入(学生生徒等納付金収入+手数料収入+特別寄付金収入+一般寄付金収入+經常費等補助金収入+付随事業収入+雑収入)から教育活動資金支出(人件費支出+教育研究経費支出+管理経費支出)を減じ、前受金収入・前期末前受金・前期末未払金支払支出などの調整勘定等を加算又は減算して算出します。

なお、活動区分資金収支計算書の作成義務がない都道府県知事所轄学校法人は、右に示した科目について、資金収支計算書から「教育活動の対象」となる金額を抽出したうえで、算出します。

②運用資産・外部負債

貸借対照表を使用します。運用資産は、現金預金、特定資産(各種引当特定資産)、有価証券の合計です。

外部負債は、借入金(長期・短期)、学校債、未払金(長期・短期)、手形債務の合計です。

③耐久年数

貸借対照表及び(活動区分)資金収支計算書を使用します。耐久年数は、当年度を含めた今後10年間における(活動区分)資金収支見込額及び運用資産(②参照)に基づき算出します。「必要資料」の項目の②でも触れていますが、法人の将来計画に基づく金額を使用することで、経営状態の区分について緻密に行うことができます。

④外部負債の返済

貸借対照表及び(活動区分)資金収支計算書を使用します。外部負債の返済については、当年度を含めた今後10年間における資金収支見込額、運用資産及び外部負債(②参照)に基づき、外部負債の返済により、運用資産が枯渇するまでの年数を算出します。

また、外部負債が運用資産を超過している場合は、その分について、①の教育活動資金収支差額の黒字分での返済年数を算出します。

⑤修正前受金保有率

貸借対照表を使用します。通常の前受金保有率は、現金預金

を前受金で除して算出しますが、修正前受金保有率は、運用資産(②参照)を前受金で除して算出します。

⑥ 経常収支差額

事業活動収支計算書を使用します。

経常収支差額は、経常収入(教育活動収入+教育活動外収入)から経常支出(教育活動支出+教育活動外支出)を減じて算出します。

なお、改正前会計基準に基づく消費収支計算書を使用する26年度(都道府県知事所轄学校法人は26・27年度)の収支については、臨時的な収益・費用の影響を除外し、帰属収入から資産売却差額を減じた額と消費支出から資産処分差額を減じた額との差を使用します。

また、同様に補助金・寄付金について、活動区分での金額按分が困難な場合は、全額を「教育活動収入」に含めてください。

⑦ 黒字幅

事業活動収支計算書(27年度の都道府県知事所轄学校法人では消費収支計算書)を使用します。

黒字幅は、⑥で算出された経常収支差額(都道府県知事所轄学校法人では帰属収入から資産売却差額を減じた額と消費支出から資産処分差額を減じた額との差)の経常収入(同

帰属収入から資産売却差額を減じた額)に対する割合で算出します。

⑧ 積立率

貸借対照表を使用します。

積立率は、運用資産(本項②参照)を「減価償却額の累計額」の合計額、退職給与引当金、第2号基本金及び第3号基本金の合計で除して算出します。

経営判断指標の活用

以上が経営判断指標の活用にあたり必要な資料、各算式の解説等になります。学校法人の経営状態の把握・分析に、「経営判断指標」を積極的にご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び様々な情報の収集・提供業務を行っています。こちらも併せてご利用ください。詳しくは、本事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼経営支援・情報提供▼◆経営改善のためのツールをご覧ください。

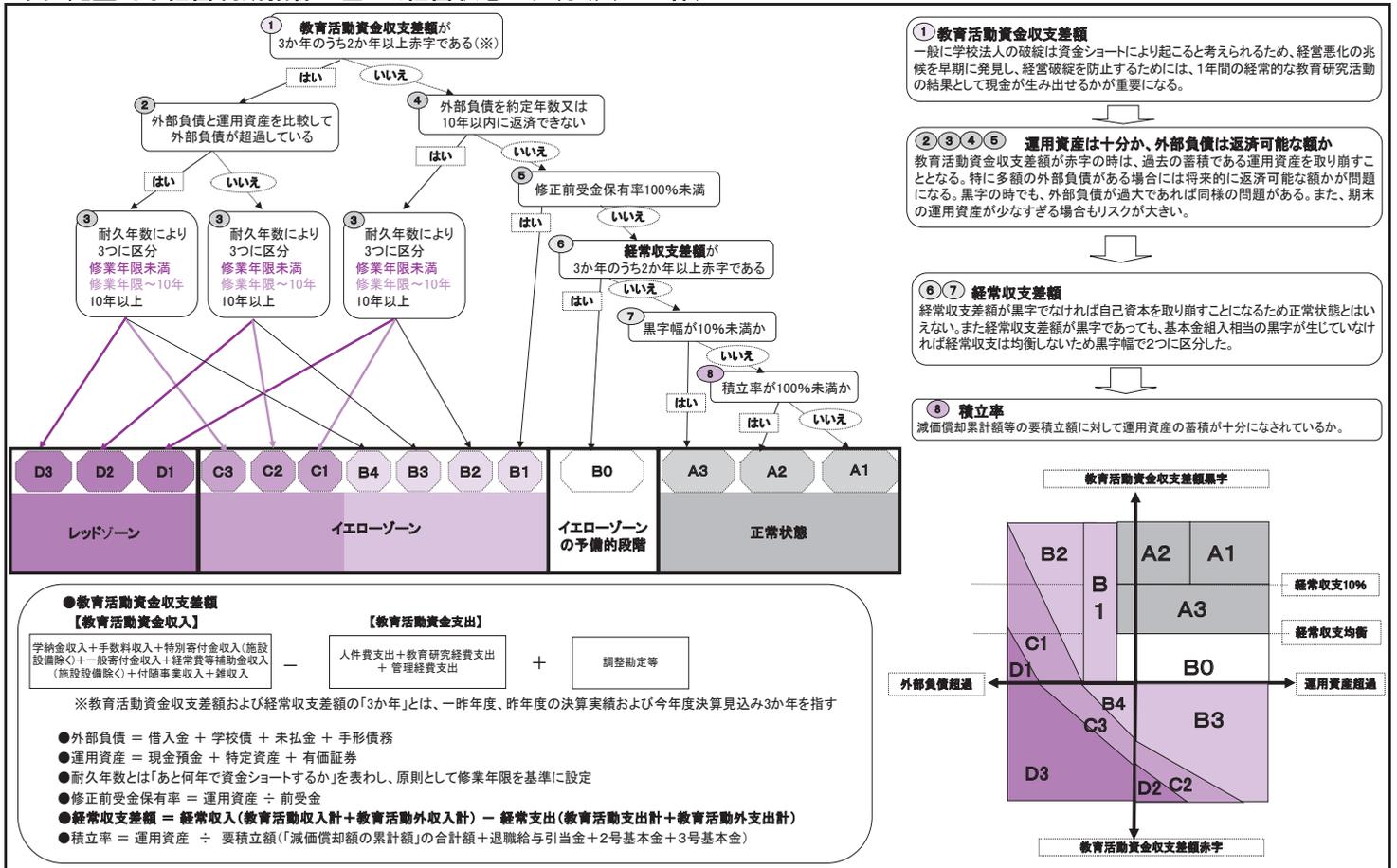
問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 経営支援室

03(3230)7827・7828

Eメール shien@shigaku.go.jp

図 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)



平成28年10月から
加入者となる要件が変わります
業務部 資格課

これまで、私学共済制度の加入者となるには「常時勤務に服する」という要件があり、その要件に該当するかどうかについては、「1日又は1週の所定労働時間」及び「1か月の所定労働日数」が通常の教職員等のおおむね4分の3以上であるか』を一つの判断基準としてきましたが、平成28年10月1日の年金機能強化法の施行に伴い、短時間労働の教職員等に対する私学共済制度の適用拡大等、加入者となる要件が変わります。

○短時間労働加入者の適用拡大

勤務実態が4分の3未満であっても、次の5つの要件をすべて満たす場合、短時間労働加入者となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金の月額が8万8千円以上
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれる※1
- ④ 学生でない
- ⑤ 学校法人等全体が501人以上※2

※1 法施行時（28年10月）に1年以上が見込まれるか否かで判断します。

10月時点での契約期間が1年以上ある場合や、1年未満であっても、契約内容に更新条項がある場合、同様の雇用契約において1年以上の更新実績がある場合には、短時間労働

加入者の雇用期間の要件を満たすとは判断します。

※2 「特定学校法人等」といいます。

○加入者要件の変更（下図参照）

- ① 所定労働時間について、「1日」及び「おおむね」の表現が削除されました。
- ② 「加入者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、加入者の適用を判断する」との取り扱いが削除されました。

施行日以後は、短時間労働加入者の対象となる人について「1週の所定労働時間」による要件を規定化したことに合わせて、従来の加入者要件にある所定労働時間も1週のみで見ると、判断基準を明確化しました。

なお、施行日前から加入者である人については経過措置があり、改正後の要件を満たさない場合であっても、施行日以後も引き続き同一学校法人等に勤務している間は、加入者となります。

○特定学校法人等のご案内

法人全体で加入者501人以上の規模である「特定学校法人等」で、短時間労働加入者に該当する人がいる場合は、必ず短時間労働加入者としての資格取得手続きが必要です。

(図) 加入者資格取得の基準変更について

- ・ 加入者資格取得の基準（4分の3基準）が明確になります。
- ・ 4分の3基準を満たさない場合でも、特定学校法人等に雇用され、一定の要件を満たす短時間労働者は、短時間労働加入者として資格取得する必要があります。

旧基準 (平成28年9月末まで)		新基準 (平成28年10月から)	
4分の3基準	(A) 1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数がおおむね4分の3以上	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以上	通常の加入者として資格取得
	(B) 加入者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、加入者の適用を判断すること	((B)は廃止)	*
		短時間労働加入者 4分の3基準を満たさない人で、短時間労働加入者の要件をすべて満たす人	*

* 施行日前から加入者である人については、改正後の4分の3基準や短時間労働者の適用拡大要件を満たさない場合であっても、施行日以後も引き続き同じ学校法人等に勤務している間は、通常の加入者となります。

当該法人の加入者が1年間のうち6か月以上が501人以上の場合には、「特定学校法人等」に該当します。

28年10月施行に先立ち、27年10月以降の調定人数をもとにして、8月に送付する7月調定掛金等通知に、通知文『短時間労働の教職員等の私学共済制度適用に係る「特定学校法人等」のご案内』（該当・該当見込み・不該当の3種類のうちいずれか）を同封しますので、ご確認ください。

① 該当の場合

施行時から「特定学校法人等」に該当します。同封される『短時間労働加入者に関する手続きのご案内』により資格取得等の手続きをしてください。

② 該当見込みの場合

8月時点で過去1年間に501人以上の月が4〜5か月あった法人に送付されます。特定学校法人等に該当する（又は見込みがある）場合には、『特定学校法人等該当届書』を提出してください（10月から特定学校法人等に該当します）。

③ 不該当の場合

「特定学校法人等」に該当しないことが見込まれますので、法施行時点では、短時間労働加入者にかかる手続きは不要です。

※施行日後に特定学校法人等となる見込みが新たに発生した場合には、『特定学校法人等該当届書』の提出が必須です。特定学校法人等に該当した

にもかかわらず、届け出がなかった場合は、本事業団において特定学校法人等に該当したことが確認できた翌月の初日から職権で特定学校法人等となります（該当する見込みがある場合は事前に本事業団から通知します）。

被扶養者の取り消し手続き漏れに

ご注意ください

今回の法施行による短時間労働者の社会保険の適用拡大に伴い、私学共済の被扶養者だった人がパート先などで健康保険の被保険者となる場合があります。健康保険の被保険者となった人が同時に被扶養者となることはできません。この場合、収入が被扶養者としての限度額未満（60歳未満で給与収入のみの人は130万円未満）であったとしても、必ず被扶養者の取り消しの手続きをお願いします。

なお、被扶養者取り消しの手続きを失念し、後から取り消しに該当していた事実が判明した場合、遡って手続きをすることになります。被扶養者でなくなった期間に受けた医療費（私学事業団負担分）や保健給付等は本事業団に返納していただきますので、ご注意ください。

短時間労働加入者に関する手続き

業務部資格課

○ 資格取得の報告

特定学校法人等において、短時間労働加入者の資格取得をする場合、専用の報告書「資格取得報告書（短時間労働加入者用）」（予定）を使用してください。

報告の際には、短時間労働加入者の要件を満たしているか確認してください（前頁の5つの要件をすべて満たしている必要があります）。

○ 短時間労働者への区分変更

通常の加入者である人が、契約の変更により勤務時間が短くなり、短時間労働加入者に該当した場合は、「短時間労働加入者区分変更報告書」を提出してください。

なお、施行日前から加入者である人については、平成28年10月以前の勤務状況や雇用契約等に変更が無い限り、加入者資格、区分ともに変わりませんので、短時間労働加入者への区分変更手続きは不要です。

○ 標準報酬月額等の報告

短時間労働加入者の、定時決定、標準報酬月額改定等においては、報酬の支払の基礎となる支払基礎日数は11日以上となります（通常の加入者は17日以上です）。

このため、標準報酬月額等の報告の際には、短時間労働加入者であること、また、報告月の支払基礎日数が11日以上あることがわかるように届け出いただく必要があります。

これに伴い、「標準報酬月額改定届書」、「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」、「標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）」の様式用紙が変更になりますので、ご注意ください。

平成28年度 特定健康診査を実施します

学校法人等のご協力をお願いします

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に学校法人等へご案内をしています。

加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健康診査を活用することとなっているため、学校法人等からの健康診査データの提出をお願いします。

今年度も引き続き、ご協力ください。

特定健康診査

健康診査データの作成・提出

加入者の健康診査データについては、6月下旬に対象校へ送付したガイドブック（特定健康診査・特定保健指導元気が이드事務担当者用）を参考に、作成し提出してください。

提出時の必須項目の確認

健康診査結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。健康診査結果データを提出する際には、下表の必須項目に漏れがないようご確認ください。

例年、特に不備が目立つ項目は次の①～③のとおりです。

表

必須項目	
健康診査実施年月日 (①)	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪(TG)
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血糖	空腹時血糖値又はHbA1c(②)
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票 (③)	「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

①健康診査実施年月日

特定健康診査に代えることができる定期健康診査は当該年度中に実施した健康診査に限ります。健康診査実施日が28年度

中(28年4月1日～29年3月31日)であるかを必ず確認のうえ提出してください。

②空腹時血糖値又はHbA1c

空腹時血糖の値は必須項目です。随時血糖の値で提出される学校法人等が多く見受けられますので血糖値の測定に際しては、定期健康診査を実施する健康診査に確認し、空腹時血糖の測定が難しい場合はHbA1cを必ず記入してください。

③質問票

特定健康診査では、健康診査結果のほかに質問(問診)項目として「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

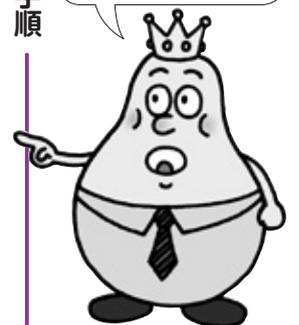
学校法人等で行う定期健康診査を健康診査へ委託する際には、質問票の必要項目となっている薬の使用の有無・喫煙の有無を含めた健康診査結果を作成依頼してください。

健康診査結果データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「健康診査結果データチェック機能」を使用することにより、不備のない健康診査結果データ(Excel・XML・CSV)の作成ができます。ぜひご活用ください。

「健康診査結果Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



メタポキング

① 私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導から「健康診査結果データチェック機能」を選択し「健康診査結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。

② 「健康診査結果・質問票項目」シートに対象者の健康診査結果を入力してください。

③ 健康診査結果入力後「メニュー」シートの健康診査結果データチェック実行ボタンを押し、入力した健康診査結果データのチェックを実行してください。

④ 入力した健康診査結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。

⑤ 入力した健康診査結果に不備がなければ「メニュー」シートの提出データ等出力ボタンを押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健康診査結果データを保存してください。

◎ 保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

お近くのガーデンパレス 共済業務課をご利用ください

広報相談センター相談班

私学事業団では、各ガーデンパレスの共済業務課で次の相談業務及び説明会を行っていますので、お気軽にご利用ください。

相談業務

◆各種照会・一般相談

加入者期間や被扶養者認定・年金受給資格の有無・貸付金額と償還状況・積立共済年金の掛金納付状況・短期給付金（健康保険）や年金の支給状況・ねんきん定期便などに関する照会・年金にかかる一般相談・様式用紙等の送付を受け付けています。

◆年金見込額

50歳以上の加入者等の年金の見込額の試算を受け付けています。

※試算を依頼する場合は、加入者番号・氏名・生年月日等の確認が必要で、年金の試算に関する内容は個人情報ですので、代理人（事務担当者や家族）にはお答えしていません。代理人が相談する場合は、本人の委任状が必要です。

◆各種証明書の交付

健康保険等に加入する際などに必要な資格証明書（加入者・被扶養者）・年金を請求する際に必要な年金加入期間確認通知書を発行していただきます。

◆加入者証等の再交付

加入者証・加入者被扶養者証・任意継続加入者証などの再交付をしています。

相談受付日時

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除きます）

午前9時～午後5時15分

※休み明けや午前中は電話がかかりにくいことがありますので、比較的空いている午後にお問い合わせくださるよう、ご協力をお願いします。



説明会

私学共済制度の概要や将来受け取る年金の請求といった手続きなどをご理解いただくために、次の説明会を開催しています。いずれも開催時間は2時間程度で、参加費は無料となっています。ぜひご参加ください。

【加入者向け説明会】

加入者を対象に、病気やケガに対する短期給付の手続きや年金基礎知識、その他福祉事業について説明します。

【地域事務担当者向け説明会】

新任の事務担当者を対象に、共済業務にかかる基礎的な事項や手続きについて説明します。

【年金説明会】

加入者（任意継続加入者）を対象に、年金制度の概要及び年金の請求手続き等について説明します。

開催日程等の詳細は、下記の各共済業務課にお問い合わせください。

詳しくは、私学共済ホームページ（事務担当者用ログインページ）▼お知らせ）又は「きょうさいトピックス」をご覧ください。

【共済業務課の電話番号一覧】

受付時間：月～金 9：00～17：15（年末年始・祝日を除きます）

共済業務課	電話番号(直通)	様式用紙等の請求専用FAX番号
札幌ガーデンパレス	011(222)6234	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6231	022(299)6296
東京ガーデンパレス*	03(3812)2577	*
名古屋ガーデンパレス	052(957)1388	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9701	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1134	082(262)1149
福岡ガーデンパレス	092(752)0651	092(713)3581

*東京ガーデンパレス共済業務課では、相談業務及び様式用紙等の請求は承っておりません。

職務上・通勤途上の傷病や 交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）が、職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしまふ事例が多く見受けられますが、加入者証等を使用できない場合や使用するに当たり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

仕事中にケガをしたり、通勤途上で事故にあったときは労働者災害補償保険（労災保険）の適用になり、医療機関の治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。

被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

● 労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず、誤って加入者証等を使用してしまふと自己負担が発生するため、加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっているため、加入者等にとって有利です。

労災保険に該当するかどうかわからない場合には、労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときは、遡って私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

本事業団に届け出が必要な場合

交通事故等第三者加害行為によるケガで受診した際には加入者証等を使用できませんが、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係までご連絡ください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加入者等には、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくこととなります。

● 加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合

このようなときも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかの判断は、本事業団でいたします。



● 警察への届け出は「人身事故」扱いで
保険診療を受けるためには、必ず警察へ事故の届け出をしてください。

道路交通法による事故届には「人身事故」と「物件事故」がありますが、「物件事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」として届け出てください。

● 示談は慎重に

示談は私的解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記するようにお願いします。

● このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- ・ 加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・ 駐停車中の車に対する追突事故
- ・ 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・ スキー滑走中の衝突事故
- ・ 他人の飼いだに咬まれた等のケガ
- ・ けんかや暴行によるケガ

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、本来は施術費用の全額を支払い、療養費の請求をしなければなりません。多くの接骨院・整骨院では、医療機関と同様に加入者証等を提示することにより保険適用となり、一部負担金相当の支払いで済みます。

これを、療養費の受領委任払いといえます。受領委任払い扱いにすると、柔道整復師は施術内容と費用を私学事業団に直接報告し、本事業団は療養費相当額を柔道整復師に支払います。

ただし、接骨院・整骨院では、加入者証等が使える場合と使えない場合があります。加入者証等が使えるときは全額自己負担になります。

■加入者証等が使えるとき

加入者証等を使って接骨院・整骨院の施術を受けることができるのは、急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り加入者証等が使えません。

応急処置後の施術には医師の同意が必要です。医師の同意がない場合は、加入者証等が使えません。

■加入者証等が使えないとき（全額自己負担）

整形外科等で治療を受けながら同時に接骨院・整骨院の施術を受けた場合、原則として接骨院・整骨院の施術分は療養費の適用になりません。また、次の場合も加入者証等が使えません。

- ①単なる肩こり・腰痛
- ②スポーツ等による筋肉疲労
- ③病気（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ④単なるマッサージ代わりの利用など症状改善がみられない長期の施術

■施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険扱いの療養費支給対象になるのは一部の施術のみです。本事業団では、施術内容が療養費の支給対象の範囲かどうかを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行っています。照会状（個別に封入されています）

を加入者の所属する学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付してください。

照会する内容

- ・施術した負傷の原因
- ・通院期間
- ・療養費の受領に関する委任の状況
- ・施術した部位 など

照会の回答方法

施術内容の照会を受け取った受診者は、施術を受けたときのご自身の記憶・記録や領収書（接骨院・整骨院での発行が義務付けられています）等をもとに回答してください。施術を受けた接骨院・整骨院に確認する必要はありません。

記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。宛て先は本事業団の委託先となります（平成28年度はガリバーインターナショナル株式会社）。

よくある問い合わせ

- Q もうこの接骨院等で受診してはいけないのでしょうか？
- A 照会は療養費支給の適正化を図るためであり、個々の接骨院での受診や柔道整復の施術を制限するものではありません。

Q 施術費用の不正受給に関わっていると疑われているのでしょうか？

A あくまで柔道整復師の施術内容が療養費の支給対象範囲かを確認することを目的としています。加入者や被扶養者の不正受給を疑うものではありません。

Q 受診してから時間が経っているため、正確に覚えていませんが、どうすればいいですか？

A 回答は、記憶や領収書の残っている範囲で結構です。柔道整復師などに確認する必要はありません。

Q たびたび照会があり自分が疑問に思っているようで迷惑です。また、煩雑なので回答しなくてもいいですか？

A 回答は任意ですが、保険給付の適正化のためにご協力をお願いします。





共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

標準報酬基礎届の提出はお済みですか

平成28年の「標準報酬基礎届書」の提出期限(28年7月11日)が過ぎています。まだ提出していない場合は、至急提出をお願いします。【業務部 資格課】

加入者証・加入者被扶養者証の回収と返納

加入者が資格喪失したときや被扶養者を取り消したときは、必ず無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して、私学事業団に返納してください。

返納が確認できないときは、「加入者証等回収調査票」を所属していた学校法人等に送付しますので、回答をお願いします。【業務部 資格課】

平成28年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月11日(月) 東京ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成28年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況及び事業計画の概要について
 - (2) 都道府県補助金について
 - (3) 事務委嘱規程について
 - (4) 私学事業団からの業務連絡等について
 - (5) その他
- 【総務部 総務課】

特定健診結果と情報誌「QUPiO(クピオ)」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した情報誌「QUPiO」を送付します。特定保健指導の該当者には保健指導の利用券とガイドブックを同封しますので、加入者への配付をお願いします。

なお、「QUPiO」にはWeb版(パソコン・スマートフォン)も用意しています。冊子版最終ページに記載されている専用のログインID・パスワードでログインすれば健康情報入手できますので、ぜひご利用ください。【福祉部 保健課】

短時間労働加入者用の様式用紙を私学共済ホームページに掲載しました

平成28年10月1日から、年金機能強化法の施行に伴い、短時間労働の教職員等の適用拡大が始まります。手続きに使用する様式用紙をホームページに掲載しましたのでご利用ください。なお、手続きが必要となる学校法人等は法人全体で501人以上の規模がある「特定学校法人等」に限られます。【業務部 資格課】

平成28年熊本地震に関するお知らせ

7月2日から5日の間に、熊本市内で災害見舞金等の現地受付を実施し、約1億円の給付決定を行いました。

未請求の方へ請求手続きをされるよう、ご案内をお願いします。【企画室】

「事務の手引」、加入者向広報「レター」9月号等の送付

平成28年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」9月号等を8月下旬から学校法人等宛てに送付します。

「レター」の送付部数は7月末現在の加入者数となります。詳しくは送付状をご確認ください。

【広報相談センター 広報班】

8月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 6月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 7月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 7月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 7月分納期限 貸付 9月23日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 8月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 10月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部

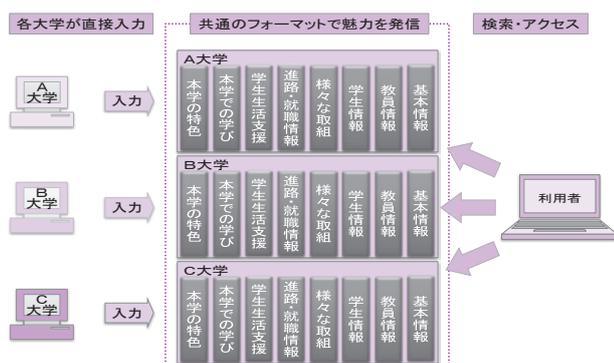
〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」は、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多種多様な個性や魅力について高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた国公私立共通のウェブサイトです。

この「大学ポートレート」の内容を高等学校において進路指導を担当されている先生方をはじめ、大学進学を希望する高校生や保護者の方にご活用いただけるようご案内いたします。



大学ポートレートには、大学等の所在地、学費や学生数、入学者の受け入れ方針などの基本情報と、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報が掲載されています。私学版では、その情報を「キャリア教育」や「学費負担の軽減」など46種類の「取組」に分類し、取り組み別などの検索を可能としています。また、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」には、オープンキャンパスなどのイベント情報が随時更新されています。

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学等が参加しています。また、掲載されている内容は、大学等が独自に入力した最新の情報です。

進路選択支援の新たなツールの1つとして、ぜひ、大学ポートレートをご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852~7855

Eメール portrait@shigaku.go.jp

私学版URL <http://up-j.shigaku.go.jp/>

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など、私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただいております。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討の際などにご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内
(平成28年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日発送する「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信払い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。

特に9月は約定償還月に当たります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>



〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
 (JR「御茶ノ水」駅・地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅・地下鉄千代田線「新御茶ノ水」
 駅下車、それぞれ徒歩5分) <http://www.hotelgp-tokyo.com/>

湯島プラン又は私学メンバーズカードビジネスプランをご利用の方は、チェックイン12時、チェックアウト12時となっております、ごゆっくりくつろいでいただけます！

湯島プラン

夕食はレストラン「オーロラ」にてコース料理をご用意しています。
 また、朝食は和洋バイキングスタイルとなります。
 ご友人・ご夫婦でどうぞご利用ください。

1泊2食(2名1室/1名様) ツインルーム 11,000円

取扱期間：通年(土・休前日、特定日を除きます)
 ご予約はご利用日の2日前までとさせていただきます。
 2名様より承ります。



最大24時間ステイ!



料理(イメージ)

【私学メンバーズカード会員限定】ビジネスプラン

1泊朝食(1名様)

通常料金 プラン料金

スタンダードシングル 9,800円 → 9,300円

デラックスシングル 10,600円 → 10,100円

私学メンバーズカードのご利用で、お得になるプランです。
 ※ 私学メンバーズカードでのご清算が、ご利用条件となります。



融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成28年8月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業等並びに校(園)地の 買収事業等	0.4	0.4	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	0.5	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp